

# 地域公共交通事業者への緊急対策・支援金について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や学校休校等の影響により、利用者が大幅に減少する中、運行を継続している、市内公共交通事業者等へ、運行、感染症対策など事業継続に係る経費を支援することで、地域公共交通体制の維持を図ります。

## 支援金③ 交通事業者への緊急支援

**受付は終了しました。**

市内バス、タクシー事業者の方へ、事業に供する固定資産税額(令和2年度・年額)のうち、1/4に相当する額の支援金を給付します。

## 支援金⑧ 運行継続のための支援

**New !**

- 市内バス事業者の方へ、バス1台あたり20万円の支援金を給付します。
- 本市と大空町間を運行するバス事業者の方へ、1路線あたり20万円の支援金を給付します。
- 市内タクシー事業者の方へ、タクシー1台あたり1万円の支援金を給付します。
- お問い合わせ先 商工労働課 0152-44-6111 内線(292、339)